

マイナンバーカードに新たな使い道が 加わります～マイナポータルのご紹介～

マイナンバーPRキャラクター
「マイナちゃん」



マイナンバー制度の目的である「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」を推進していく中で、国ではマイナポータルの運用に向けて準備を進めています。

平成29年秋ごろに運用開始予定のマイナポータルについて紹介します。



申請してね！
マイナンバー
カード

マイナポータルはインターネットから閲覧できます

マイナポータルとは

国が中心となって運営するオンラインサービスです。自分自身に関する行政機関の情報が確認できたり、子育てなどに関する行政手続きがワンストップ(1カ所)で行えるようになりたりする予定です。

こんなことができるようになります

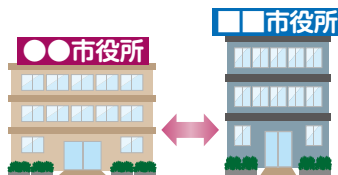
あなたの情報の確認(自己情報表示)

行政機関が持っている所得情報や社会保障給付に関する情報など、自分の個人情報が確認できます。



やりとり履歴の確認(情報提供等記録表示)

行政機関同士がやりとりした自分の個人情報を確認できます。



※その他、行政からのお知らせが自動的に届く機能などが整備される予定です

利用するには

マイナポータルを利用するには、マイナンバーカードのほか、パソコンが必要です。また、パソコン以外にもスマートフォンなどの端末から利用できるようになる予定です。詳しくは、国のホームページ(☎<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/myna-portal.html>)をご覧ください。

※マイナンバーカードとは、マイナンバー(個人番号)が記載された、顔写真付きのカード(プラスチック製)のことです

※パソコンからマイナポータルを利用するときは、ICカードリーダライタが必要です

Check!

住民票はコンビニで 取得できますか?

本市では、平成31年初めごろから、マイナンバーカードを利用して、住民票などの証明書がコンビニで取得できるようになる予定です。

Check!

マイナンバーカードを 紛失したときは?

最寄りの警察署か交番に届け出てください。併せて、マイナンバーフリーダイヤル(0120-95-0178)に電話をかけて、マイナンバーカードの一時機能停止を行ってください。カードの再交付には、市民課や地区市民センターなどでの手続きが必要です。

マイナンバー カードの申請は どうすればいいの?

マイナンバーカードを申請するには次の3つの方法があります。

郵便による申請

通知カードに同封された「個人番号カード交付申請書」が使えます。



パソコン・スマートフォン からの申請

「個人番号カード交付申請書」に記載されている申請者IDが必要です。



証明用写真機からの申請

「個人番号カード交付申請書」に記載されているQRコードをご利用ください。



申請から約1カ月後に、「お受け取りについてのご案内」「交付通知書」が市役所から届きますので、案内に従って窓口でお受け取りください。

※住所変更などで内容に変更がある「個人番号カード交付申請書」はお使いいただけません。内容に変更がある場合は、市民課へご連絡ください